

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市南区出島二丁目13番35号  
氏 名 株式会社 ヒロエー  
代表取締役 石田 文優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 26 年 11 月 10 日  
許可の有効年月日 平成 31 年 11 月 9 日

### 1 事業の範囲

#### 事業の区分

中間処理 (焼却)

#### 特別管理産業廃棄物の種類

- 【焼却】・廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及び1,4-ジ オキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ・廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの並びにトリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及び1,4-ジ オキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ・廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの並びにトリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及び1,4-ジ オキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ・汚泥 (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン及び1,3-ジクロロプロペン及び1,4-ジ オキサンを含むことにより有害なものに限る。)以下余白

### 2 事業の用に供するすべての施設

#### (1) 焼却施設

広島県東広島市志和町冠1045-1 平成5年11月30日設置  
処理能力 汚泥 5.4m<sup>3</sup>/日、廃油 3.7m<sup>3</sup>/日、廃酸 4.8m<sup>3</sup>/日、廃アルカリ 4.8m<sup>3</sup>/日  
許可年月日 平成4年9月24日 許可番号 A05001号

#### (2) 保管施設

ア 広島県東広島市志和町冠1045-1 210.56m<sup>2</sup> 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥 485.62m<sup>3</sup> 容器保管  
イ 広島県東広島市志和町冠1045-1 19.80m<sup>2</sup> 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥 2.19m<sup>3</sup> 容器保管  
ウ 広島県東広島市志和町冠1045-1 82.05m<sup>2</sup> 廃油 3.0m<sup>3</sup> 鋼製タンク  
エ 広島県東広島市志和町冠1045-1 101.71m<sup>2</sup> 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥 3.00m<sup>3</sup> 貯留ピット

### 3 許可の条件

#### 4 許可の更新又は変更の状況

平成26年10月29日 更新許可

#### 5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

NO COPY  
再複製無効